

令和 7 年度第 1 回武蔵村山市青少年問題協議会次第

日 時：令和 7 年 7 月 2 8 日（月）

午前 9 時 3 0 分から

場 所：武蔵村山市役所 3 0 1 会議室
（市役所 3 階）

- 1 開会
- 2 委嘱書の交付
- 3 会長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 報告事項
 - (1) 武蔵村山市青少年問題協議会について
 - (2) 令和 7 年度青少年関係事業について
 - (3) 令和 7 年度市内クリーン作戦実施結果について
 - (4) 令和 7 年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7 月 1 日から 7 月 3 1 日まで）対応事業について
- 6 議題
 - (1) 武蔵村山市青少年問題協議会副会長の選出について
 - (2) 令和 7 年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）について
 - (3) 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について
 - (4) 武蔵村山市における青少年の健全育成について
- 7 その他（情報交換等）
- 8 閉会

【 配布資料 】

- 1 資料 1 令和 7 年度第 1 回武蔵村山市青少年問題協議会資料
- 2 資料 2 武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領
- 3 資料 3 武蔵村山市青少年問題協議会条例・武蔵村山市青少年問題協議会
条例施行規則・地方青少年問題協議会法
- 4 資料 4 令和 7 年度青少年関係事業一覧
- 5 資料 5 令和 7 年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」実施要綱
- 6 資料 6 武蔵村山市青少年健全育成基本方針【令和 3 年度～令和 7 年度】
- 7 資料 7 令和 7 年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）に係る前年
度からの変更点对照表
- 8 資料 8 武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱
- 9 参考資料 武蔵村山市青少年問題協議会委員名簿

令和 7 年度

第 1 回武蔵村山市青少年問題協議会資料

令和 7 年 7 月 2 8 日（月）
武蔵村山市青少年問題協議会

報告事項(1) 武蔵村山市青少年問題協議会について

○ 武蔵村山市青少年問題協議会条例（抄）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、武蔵村山市に市長の附属機関として、武蔵村山市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び委員15人で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 1人

(2) 学識経験者 7人

(3) 関係行政機関の職員 6人

(4) 教育長

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

○ 地方青少年問題協議会法（抄）

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

報告事項(2) 令和 7 度青少年関係事業について

このことについて、資料 4 「令和 7 年度青少年関係事業一覧」のとおり報告
します。

報告事項(3) 令和7年度市内クリーン作戦実施結果について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|--|------------------|
| 1 | 日 時 | 令和7年6月8日（日） 天候（曇り）
ごみ収集活動 午前9時から午前10時まで | |
| 2 | 集積場所 | 市立第一小学校正門 外22か所 合計23か所 | |
| 3 | 参 加 者 | 青少年対策地区委員会関係者 | 1, 314人（1, 292人） |
| | | 自治会関係者等 | 615人（ 855人） |
| | | 合計 | 1, 929人（2, 147人） |
| 4 | ごみ収集量 | 燃やせるごみ | 170kg（ 240kg） |
| | | 燃やせないごみ | 80kg（ 70kg） |
| | | 資源ごみ | 80kg（ 90kg） |
| | | （内訳） | |
| | | 缶・金属 | 30kg（ 40kg） |
| | | びん・有害物 | 20kg（ 40kg） |
| | | プラスチック・ペットボトル | 30kg（ 10kg） |
| | | 合計 | 330kg（ 400kg） |

※ （ ）内は令和6年度実績

報告事項(4) 令和7年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月1日から7月31日まで）対応事業について

このことについて、下記のとおり報告します（資料5参照）。

記

1 市報等により月間のPRを実施

- (1) 7月1日号の市報及び市ホームページに「青少年の被害・非行防止全国強調月間」の情報を掲載し、月間のPRを実施
- (2) 月間の期間中、武蔵村山市民会館（さくらホール）の外壁に青少年健全育成関連の懸垂幕「ふれあいと対話が育てる子の未来」を掲出

2 武蔵村山市青少年補導連絡会による「夏期街頭補導活動」

- (1) 都市公園等の夜間パトロール
令和7年7月30日（水）実施予定
- (2) 観光納涼花火大会防犯パトロール
令和7年8月30日（土）実施予定
イオンモールむさし村山ノースタワー屋上駐車場（特設会場）

3 保護司等による「社会を明るくする運動」の実施

- (1) 7月1日号の市報に「社会を明るくする運動」の記事を掲載し、事業のPRを実施
- (2) 武蔵村山市民会館（さくらホール）の外壁に懸垂幕を掲出
 - ・ 社会を明るくする運動に係るスローガン「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」
- (3) 令和7年7月3日（木）「社会を明るくする運動」の街頭広報活動
- (4) 令和7年7月26日（土）映画と音楽のつどい
- (5) イオンモールむさし村山センターコートにてデジタルサイネージでの啓発用動画の放映（令和7年7月31日まで）

4 薬物乱用防止キャンペーン（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動）に係るPRを実施

- (1) 期 間 令和7年6月20日（金）から7月19日（土）まで
- (2) 内 容 7月1日号の市報及びポスターによりPRを実施

議題(1) 武蔵村山市青少年問題協議会副会長の選出について

このことについて、武蔵村山市青少年問題協議会条例（昭和 35 年条例第 9 号）
第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選により副会長を選出します。

武蔵村山市青少年問題協議会

副会長

委員

（任期：令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで）

（参考）

武蔵村山市青少年問題協議会条例（抄）

（会長の権限並びに副会長の設置及び権限）

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題(2) 令和7年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）について

このことについて、以下のとおり案を示すので意見を求めます（資料6及び資料7参照）。

令和7年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）

- 1 家庭は、いこいの場であるとともに、子どもが社会の一員となるための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力などを身に付ける大切な場であります。しかしながら、少子化・核家族化、地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境の変化に伴い、家庭における教育力の低下が危惧されます。

そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図るとともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、市民一人一人が家庭本来の役割を再認識することにより家族の絆をつなぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。

- 2 学校は、学校活動を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

また、近年、ヤングケアラーに関する実態が少しずつ明らかになる中、関係機関等と連携して、ヤングケアラーの早期発見、支援につなげる体制づくりに努めます。

- 3 地域社会は、家庭や学校とともに、子どもに社会の一員としての自覚を持たせ、将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役割を果たします。

そこで、地域での見守りパトロールの実施や、放課後子供教室などで子どもが地域の様々な方々と交流し、多様な社会体験を豊富に積み重ねるなど「生きる力」を育む機会を充実させ、心豊かな関わりが持てる地域活動の推進を図ります。

4 市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域をつなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるために、計画的な行政施策の推進を図ります。

また、国が最重点課題としている「インターネット利用における子どもの性被害等の防止」について、地域の関係機関・団体等が相互に連携・協力して、子どもの性被害の未然防止を図ります。さらに、子どもが安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、主体的にインターネットを活用できる能力の向上促進やフィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能の活用などについて子どもや保護者へ周知啓発を行い、子どもをSNS等に起因する犯罪やトラブルから守ります。

議題(3) 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について

1 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定方針について

(1) 計画策定の背景

武蔵村山市青少年問題協議会（以下「本協議会」という。）では、「人と人との絆を深め、心豊かで健やかな子どもの成長を目指して」を基本目標として、令和3年3月に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。

今般、基本方針の期間が令和7年度末をもって終了することから、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする新たな基本方針を策定します。

(2) 計画の策定体制

ア 武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会（[資料8](#)参照）

青少年健全育成基本方針策定検討委員会において基本方針の策定について検討し、本協議会へ報告します。

イ 本協議会による策定

青少年健全育成基本方針策定検討委員会からの報告を踏まえ、本協議会における審議を経て基本方針を策定します。

(3) 計画策定スケジュール（案）

年 月	内 容
令和7年10月～12月	青少年健全育成基本方針策定検討委員会における検討（2～3回程度実施）
令和8年2月頃	本協議会において基本方針を策定

2 武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会の委員の互選について

武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱第3条の規定に基づき、委員を互選します。(資料8参照)

武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

(参考)

武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱（抄）

（組織）

第3条 委員会は、青少年問題協議会委員から互選される6人の委員をもって組織する。

議題(4) 武蔵村山市における青少年の健全育成について

このことについて、関係機関等から意見を求めます。

[illegible]

This image shows a single page from a notebook or ledger. It features approximately 20 evenly spaced horizontal black lines across its entire width. The lines are thin and uniform, providing a guide for writing without being distracting. There are no margins, headers, footers, or other markings present on the page.

武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関する運営要領

令和 3 年 1 1 月 1 6 日武蔵村山市青少年問題協議会会長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 1 9 年 6 月 1 1 日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市青少年問題協議会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第 3 条 会長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、子ども政策課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第 4 条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第 5 条 会長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 会長が前項の許可をしたときは、子ども政策課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 1 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 2 5 日から施行する。

○武蔵村山市青少年問題協議会条例

昭和35年 7 月12日 条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第 1 条の規定に基づき、武蔵村山市に市長の附属機関として、武蔵村山市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員15人で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 1 人

(2) 学識経験者 7 人

(3) 関係行政機関の職員 6 人

(4) 教育長

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

○武蔵村山市青少年問題協議会条例施行規則

昭和41年11月 2 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、武蔵村山市青少年問題協議会条例（昭和35年村山町条例第 9 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、武蔵村山市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 2 条第 3 項第 2 号の学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 武蔵村山市青少年対策地区連絡会の代表
- (2) 武蔵村山市の民生委員の代表
- (3) 武蔵村山市内の文化団体又は体育団体の代表
- (4) 武蔵村山市青少年補導連絡会の代表
- (5) 武蔵村山市公立学校 P T A 連合会の代表
- (6) 北多摩西地区保護司会武蔵村山分区の代表
- (7) 東京家庭裁判所立川支部家庭裁判所調査官

第 3 条 条例第 2 条第 3 項第 3 号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 警視庁東大和警察署の職員
- (2) 東京都小平児童相談所の職員
- (3) 警視庁生活安全部少年育成課立川少年センターの職員
- (4) 武蔵村山市立の小・中学校及び武蔵村山市内の高等学校の代表者

(会議)

第 4 条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

(議題)

第 5 条 委員は、協議会に積極的に議題を提出しなければならない。

- 2 委員は、協議会に議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を協議会の開催日前 7 日までに事務局に送付するものとする。ただし、緊急を要する事件については、この限りでない。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

○地方青少年問題協議会法

[昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号]

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

令和 7 年度青少年関係事業一覧

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

事業		対象者及び定員	実施時期	実施 日数等	説 明	所管課
活動区分	事業名					
生涯学習 事業	武蔵村山市放課後子供教室	市内全小学校の登録児童	月曜日～金曜日 (学校給食のある日の放課後)	通年	放課後における児童の居場所を確保するとともに、児童に対しスポーツ、文化活動等の体験及び地域の住民との交流活動等の機会を提供し、並びに学ぶ意欲のある児童に対し学習の機会を提供する。	文化振興課
	武蔵村山市地域未来塾	市内全小・中学校の児童・生徒（予定）	実施校が定める	通年	家庭での学習が困難であり、又は学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒の学習習慣の確立や基礎学力の定着等を目的とし、教育支援を推進する。	文化振興課
	「家庭の日」のPR事業	市民	随時	通年	「子供・若者育成支援推進強調月間（秋のこどもまんなか月間）」（11 月）にリーフレットの配布、市報掲載等により「家庭の日」の普及・啓発を図る。	子ども政策課
	市内クリーン作戦	市民	6 月 8 日（日） (参加数 1, 929 人) ゴミ収集量 330kg	1 日	市内の環境美化の啓発を行うとともに、青少年の社会参加として、環境美化のボランティア活動を推進する。	ごみ対策課 子ども政策課

事業			対象者及び定員	実施時期	実施 日数等	説 明	所管課
活動区分	事業名						
生涯学習 事業	土曜日 チャレン ジ学校	狭山自然体験 ・ものづくり 教室	市内の小・中学生 1コース 30人	5月～12月	7日	学校週5日制の実施に伴い、子どもたちに土曜日を有効に活用し、体験活動を通して武蔵村山市の自然や文化について学ぶ機会と場を提供する。	文化振興課
		チャレンジ 教室	市内の小・中学生 (1コース10人～ 30人) 全9コース	5月～2月	7日～ 10日	学校週5日制の実施に伴い、子どもたちに学習支援を通して、豊かな心や学ぶ意欲を育むための機会と場を提供する。	
	ツリークライミング		市内在住、在勤、在学者で6歳以上の方	9月	1日	次世代を担う青少年を対象に、更なる健全な成長を目指し、様々な体験学習を行う。	文化振興課
	親子で星空観察会		小・中学生 (児童生徒1名につき保護者1名)	10月4日(土)	1日	親子で星空を見上げながら、星座や宇宙の仕組みに触れ、自然への関心を深める。	文化振興課
	第14回小中学生百人一首大会		小学生・中学生	10月26日(日)練習会 11月30日(日)	2日	百人一首の楽しさを伝えるとともに、日本のよき伝統と文化に触れることにより、子どもたちの豊かな心を育てることを目的とする。	文化振興課
	生涯学習 フェスティバル		市民	11月2日(日)	1日	武蔵村山市の文化について楽しく学べる機会と場を提供する。親子や異世代で楽しめるプログラムを用意し、地域の交流を推進する。	文化振興課

事業		対象者及び定員	実施時期	実施 日数等	説 明	所管課
活動区分	事業名					
ス ポ ー ツ・レク リエーシ ョン事業	心身障害者（児） グラウンド・ゴルフ 教室	市内の 心身障害者・児	9月・3月	2日	9月 第一小学校 校庭・屋内運動場 3月 第一小学校 校庭・屋内運動場	スポーツ 振興課
	心身障害者・児スポ ーツ教室	市内の 心身障害者・児	毎月（8月・1月を除く）	10日	第一小学校 校庭・屋内運動場	スポーツ 振興課
	ハンドボール教室	小学生 （市内在住・在学）	4月・5月・6月 9月・10月	10日	総合体育館 第一体育室	スポーツ 振興課
	ニュースポーツ教室	小学生以上 （市内在住・在勤・在 学者）	毎月（8月・1月を除く）	10日	総合体育館 第一体育室	スポーツ 振興課
	少年少女スポーツ大 会「第55回少年野 球大会」	小学生 （1チーム20人以内）	6月・7月	5日 （予備日を 含む）	総合運動公園運動場（第1・第3）	スポーツ 振興課
	少年少女スポーツ大 会「第23回少年少 女ドッジボール大 会」	小学生 （3年生以上の男女）	令和8年1月31日（土） 予定	1日	総合体育館 第一体育室	スポーツ 振興課
	少年少女スポーツ大 会「第42回少年少 女サッカー大会」	小学生 （4年生以上の男女）	11月15日（土） 予定	1日	総合運動公園運動場（第1・第2）	スポーツ 振興課

事業		対象者及び定員	実施時期	実施 日数等	説 明	所管課
活動区分	事業名					
スポーツ・レクリエーション事業	第48回 歩け歩け大会	一般市民	5月18日(日) 186名参加	1日	野山北公園運動場をスタート・ゴールとした狭山丘陵を巡るコース(約6.5km)	スポーツ 振興課
	姉妹都市交流事業 「栄村駅伝大会」選手派遣	一般市民 (小・中学生4名ずつ)	7月5日(土)・6日(日)	2日	第19回栄村駅伝大会に3チーム派遣予定	スポーツ 振興課
	第52回 市民駅伝競走大会	一般市民 (小学4年生以上)	12月14日(日) 予定	1日	市内2周、6区間 14.87km	スポーツ 振興課
	市営プール一般開放	一般市民 (幼児は保護者同伴)	7月10日(木)～8月31日(日) ※8月4日(月)・5日(火)・ 30日(土)は休場	50日	野山北公園プール	スポーツ 振興課

令和 7 年度「青少年の被害・非行防止全国強調月間」実施要綱

令和 7 年 6 月 10 日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）決定

1 趣旨

我が国における少子高齢化の進行、インターネットの利用拡大等は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている。

青少年の被害の現状については、スマートフォンやSNSを始めとする様々な機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者と児童が知り合い性犯罪等の被害に遭った事犯の被害児童数は高い水準で推移し、特に小学生の被害が近年大幅に増加している。また、それぞれに事情や問題を抱えた青少年が、SNS等を通じて出会った者やコミュニティに自分の居場所を求めて繁華街に集まり、犯罪被害に遭うリスクについての認識が不十分なまま被害に遭っている。加えて、青少年のインターネット利用時間が増加傾向にあり、情報の不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加が引き続き懸念される。

青少年の非行情勢については、令和 6 年の刑法犯少年の検挙人員は 21,762 人と、戦後最少であった令和 3 年から 3 年連続で増加し、路上強盗、オートバイ盗、万引き等多くの罪種で検挙人員の増加がみられるなど、人口比では 20 歳以上の者と比べ依然高い水準にあるほか、特別法犯では、大麻事犯や児童ポルノ事犯等の検挙人員が依然として高水準で推移しているなどの特徴がみられ、今後の動向について注視すべき状況にある。また、SNS等で犯罪実行者を募集する、いわゆる「闇バイト」に応募するなどした少年による組織的な特殊詐欺や強盗等への加担が大きな社会問題になるなど、懸念すべき兆候がみられる。

次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、引き続き、特定少年（18 歳及び 19 歳の者をいう。）を含めた少年の健全育成及び非行防止のため、国、地方公共団体、関係団体等が、それぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら、地域が一体となった青少年の被害・非行の防止のための積極的な取組を進めることが必要である。

このため、学校が夏季休業に入る 7 月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（以下「月間」という。）とし、関係機関・団体、福祉施設、地域住民等が相互に協力・連携しながら、青少年の被害・非行防止に向けた諸活動を集中的に実施することにより、青少年の健全育成について国民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

2 期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から同月 31 日（木）までの 1 か月

3 実施体制

別紙のとおりとする。

4 最重点課題

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

スマートフォンの普及に伴い、SNSで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、送信させられる被害等、SNSに起因する犯罪被害に遭った児童の数は、高い水準で推移している。また、青少年のSNS等を利用する時間が増える傾向にあり、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増加することが懸念される。

このような現状に鑑み、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）及び「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」（令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）等に基づき、地域の関係機関・団体等が相互に連携・協力して、児童買春や児童ポルノ製造をはじめとするこどもの性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」（令和6年9月こども政策推進会議決定）の3つの柱である、青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進、フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進、「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。

あわせて、民間団体・事業者による違法情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援するほか、こどもの写真や動画の投稿・ウェブサイトへの掲載については、わいせつ目的など望まれないかたちで悪用されてしまうケースもあることから、その掲載については注意・工夫するよう、保護者等に啓発を行う。

5 重点課題

（1）重点課題1 有害環境への適切な対応

児童が性的搾取を受けることがないよう、学校や関係機関を通じて児童生徒やその保護者を始めとする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について

積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働き掛けを行う。

また、成年年齢は 18 歳に引き下げられたが、引き続き 20 歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されていることから、酒類・たばこの販売時における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、20 歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(2) 重点課題 2 薬物乱用対策の推進

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和 5 年 8 月 8 日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校や労働関係機関・団体における薬物乱用防止教育・啓発の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となった薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、若年層による大麻の乱用拡大が著しいことから、若年層のうち特に学校教育等において対象となる青少年や、その保護者、地域の指導者等に対して、大麻をはじめ、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及、ターゲットを絞った具体的な情報発信等を積極的に推進する。

また、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談体制を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

さらに、一般用医薬品の過量服薬（オーバードーズ）については、心と体を傷つける危険な行為であることを啓発するとともに、相談窓口等について周知を図る。

(3) 重点課題 3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜はいかい等の不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言、指導等を行う。

中学生、高校生を含む少年が、「闇バイト」に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担している現状に鑑み、「『闇バイト』は犯罪である」ことや、犯罪実行役の募集の実態や危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性等について、非行防止教室等を通じて広報啓発するほか、学校からはリーチできない層への広報啓発のため、様々な機会や SNS 等の広報媒体を活用して情報発信をするなど、少年を犯罪行為に加担させないための取組を推進する。

また、近年、オンラインカジノが問題となっていることを踏まえ、少年やその保護者に対し、

オンラインカジノの違法性等について周知する。

盗撮事案や児童ポルノ事犯等については、犯罪行為であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるための非行防止教室の開催等の取組を推進する。

このほか、万引きや自転車盗等の初発型非行についても、同様の取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

(4) 重点課題4 再非行（犯罪）の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、少年一人一人が抱える問題の状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所（法務少年支援センター）等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくり等の取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設、警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を一層推進する。

(5) 重点課題5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っているこどもが一人で悩み、苦しむことのないよう、こどもが安心して思いを打ち明けやすい環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等による支援の活用を図る。あわせて、「24時間子供SOSダイヤル」、「こどもの人権110番」、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、重大ないじめへの対応のみならず、保護者を始めとした地域の様々な大人が関わりこどもを見守る体制を構築するため、地域と学校や警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等において、児童生徒がいじめを受けたり、自分や友人の安全に不安が

あれば、ちゅうちょすることなく周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なＳＯＳの受け止めに係る相談窓口の周知やＰＴＡ等との連携を進める。

このほか、ＳＮＳ等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、名誉毀損罪や児童ポルノ法違反等の刑事罰の対象、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等の心身に深刻な傷を与える行為であることを理解させるための取組を推進する。

6 留意事項

(1) 月間の趣旨の定着化

月間の実施を契機として、月間の趣旨が国民に定着していくようにするため、国民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって被害・非行防止のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、実施計画の策定等により連絡調整を十分に行うとともに、同期間中に実施される他の青少年の被害・非行防止に関連する月間等との連携に配慮する。

(1) 主唱

こども家庭庁

(2) 参加

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、都道府県、市区町村

(3) 協力（五十音順）

指定都市教育委員会協議会、全国更生保護法人連盟、全国高等学校PTA連合会、全国高等学校長協会、全国市町村教育委員会連合会、全国児童自立支援施設協議会、全国社会福祉協議会、全国少年警察ボランティア協会、全国人権擁護委員連合会、全国青少年育成県民会議連合会、全国町村教育長会、全国都市教育長協議会、全国都道府県教育長協議会、全国防犯協会連合会、全国保護司連盟、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、中核市教育長会、日本BBS連盟、日本PTA全国協議会、日本勤労青少年団体協議会、日本更生保護協会、日本更生保護女性連盟、日本私立中学高等学校連合会、麻薬・覚せい剤乱用防止センター

(4) 協賛（五十音順）

アルコール健康医学協会、安心ネットづくり促進協議会、インターネット協会、インターネットコンテンツ審査監視機構、インターネットコンテンツセーフティ協会、映画倫理機構、衛星放送協会、NHK、草の根サイバーセキュリティ推進協議会、子どもたちのインターネット利用について考える研究会、コンピュータエンターテインメント協会、コンピュータエンターテインメントレーティング機構、コンピュータソフトウェア倫理機構、出版倫理協議会、出版倫理懇話会、スポーツ七紙広告掲載基準委員会、ソーシャルメディア利用環境整備機構、成人番組倫理委員会、セーフアーインターネット協会、セルメディアネットワーク協会、全国卸売酒販組合中央会、全国携帯電話販売代理店協会、全国興行生活衛生同業組合連合会、全国小売酒販組合中央会、全国地ビール醸造者協議会、日本アミューズメント産業協会、全日本広告連盟、適正映像事業者連合会、テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、電子情報技術産業協会、東京公認心理師協会、日本アダプタイザーズ協会、日本インターネットプロバイダー協会、日本映像ソフト協会、日本映像制作・販売倫理機構、日本カラオケボックス協会連合会、日本ケーブルテレビ連盟、日本広告業協会、日本広告審査機構、日本コンテンツ審査センター、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合、日本雑誌協会、日本雑誌広告協会、日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、日本新聞協会、日本精神衛生学会、日本電話相談学会、日本複合カフェ協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本民間放送連盟、日本ユニセフ協会、日本洋酒酒造組合、日本洋酒輸入協会、日本臨床心理士会、日本公認心理師協会、日本レコード協会、日本ワイナリー協会、ニューメディア開発協会、ビール酒造組合、マスコミ倫理懇談会全国協議会

武蔵村山市青少年健全育成基本方針

【令和3年度～令和7年度】



令和3年3月

武蔵村山市青少年問題協議会

趣 旨

次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。

しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行等による家庭における教育力の低下や地域コミュニティの希薄化、社会体験や自然体験の機会の減少、子どもの貧困、児童虐待、危険ドラッグをはじめとする薬物の氾濫など、様々な社会問題が深刻化しており、青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。

一方、高度情報化社会にあって、スマートフォンやパソコン等の情報伝達機器の発達、普及により、青少年を取り巻くインターネット利用環境が日々変化する中で、SNS等の利用によるトラブルに巻き込まれ、その結果として、青少年が犯罪の被害者や加害者となる痛ましい事件が数多く発生しています。

このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが必要です。

そのため、武蔵村山市では、“人と人との絆を深め心豊かで健やかな子どもの成長を目指して”を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。

2 基本目標

人と人との絆を深め

心豊かで健やかな子どもの成長を目指して

3 実施の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年の期間とします。

4 対象年齢

この方針でいう「青少年」とは、子どもから大人への発達の過程にある者とし、乳幼児から18歳未満の者までを中心に捉えています。



5 重点項目

(1) 家庭における青少年の健全育成

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する

(2) 学校における青少年の健全育成

- ① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
- ② 学校の中で、より良い人間関係を育てる
- ③ 学校は、地域社会と連携しながら子どもを育てる

(3) 地域社会における青少年の健全育成

- ① 地域行事に子どもたちが参加しやすい環境をつくる
- ② 地域社会で、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる
- ③ 地域社会の教育力を高めていく

(4) 行政における青少年の健全育成

- ① 家庭教育に関する啓発活動をする
- ② 学校や関係団体との連携を図り青少年問題に対応する
- ③ 家庭、学校、地域社会が連携を図るための橋渡しをする

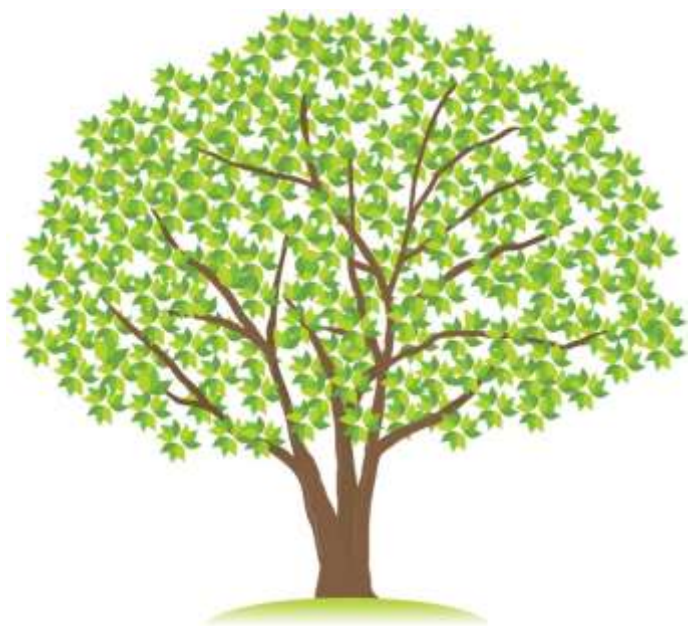


○ 施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『絆』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人との絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要であるからです。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政がもつ機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は、家庭、学校、地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。



○ 家庭における青少年の健全育成

(家族の絆をつなぐ家庭づくり)

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。子どもたちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の間となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の土台となります。

- ① 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
 - 家族みんなで共有できる時間をつくる
 - 家族との団らんを大切にし、話し合う時間をつくる
- ② 家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む
 - 挨拶や「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣を確立する
 - 物事の善悪や社会のルールを教える
 - 家族みんなでパソコン、スマートフォン、ゲーム機器等の適正な使い方のルールを決める
- ③ 家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する
 - 家族でPTA行事や地域行事に積極的に参加する
 - 子どものことで悩みがある場合は、悩まず地域住民などに相談する





○ 学校における青少年の健全育成

(学校活動を通して人との絆をつくる教育づくり)

学校では、団体の中での人間関係を育てることを中心に不登校やいじめ、ニート、ひきこもりなど、複雑な現代社会の問題にたくましく対応し、男女共同参画社会等、多様な地域社会について理解できる青少年の育成を図ります。このため、子どもたちの豊かな心を育むための「心の教育」を進め、家庭、地域とともに連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

① 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる

- 学校活動の中で、生命尊重、人権尊重教育、人間の生き方などを教える
- 学校活動の中で、自分で考えて行動したり、困難な出来事を乗り越える力を育てる
- 自然体験や社会体験を通して、自然保護やボランティア活動に関する意識を育てる

② 学校の中で、より良い人間関係を育てる

- 集団行動の大切さや集団の中でのルールや決まりを教える
- 道徳の時間などを通して、相手を思いやる気持ちを育てる

③ 学校は、地域社会と連携しながら子どもを育てる

- 地域学習などを通して、武蔵村山市のことを知る
- 体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業について学び、将来の夢を考えさせる
- 防災訓練などを通して、防災に関する知識及び技術を身につけることにより、集団や地域の一員としての防災意識を育てる
- 学校を地域に開き、地域住民が学校と関わりやすい環境を整える

○ 地域社会における青少年の健全育成

(青少年との絆のある地域づくり)

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、各種の行事や活動の活性化を図り、青少年が自主的に社会参加活動に加わることができるよう、地域ぐるみの育成環境を形成していく必要があります。

また、地域の人びとが、他人の子にも目を向けるなど、全ての青少年に対し、平等に接し、褒めたり、叱ったり、ひと声かけるなど、心豊かな関わりがもてるよう、地域活動を活性化させることが求められています。

さらに、青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く有害環境について、地域の人びとが一体となって、環境浄化活動を実施したり、夜間パトロールを実施したりすることが望まれます。

① 地域行事に子どもたちが参加しやすい環境をつくる

- お祭り、地域運動会、地域ボランティア活動などの行事に、子どもたちが積極的に参加できるようにする
- 子どもたちが地域の活動団体の一員になったり、その活動に参加できるようにする

② 地域社会で、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくる

- 子どもたちに悪影響を与えるものを排除していく
- 地域の子どもたちを見守る活動を行う

③ 地域社会の教育力を高めていく

- 地域で大人からの挨拶や声かけ運動を推進する
- 自分の子だけでなく、地域の子どもに対しても、良いことは褒め、悪いことは叱る



○ 行政における青少年の健全育成

(家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり)

青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会がもつ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。そのためには、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。

また、家庭、学校及び地域社会が有機的な連携のもとに活動できるよう、連携強化に向けた計画的な行政施策を推進します。

① 家庭教育に関する啓発活動をする

- 子育てのための家庭教育講座を実施する
- 子育てのための情報を広く発信する
- 子ども相談事業の普及啓発を図る

② 学校や関係団体との連携を図り青少年問題に対応する

- 学校や関係団体と青少年問題を共有し、その対応に当たる
- 教育環境の充実のために、施設の整備を支援する

③ 家庭、学校、地域社会が連携を図るための橋渡しをする

- 学校、各種団体や地域団体と関係各機関が連携できるようコーディネートする
- 関係機関と連携し、青少年問題に関係する各種団体や青少年指導者を育成する
- 文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を企画推進する

武蔵村山市青少年健全育成機関

武蔵村山市青少年問題協議会

- 青少年に関する総合的施策の審議
- 青少年健全育成に係る関係機関相互の連絡調整
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市青少年対策地区連絡会

- 青少年対策各地区委員会の活動に関する円滑な運営と連絡調整
- 武蔵村山市青少年問題協議会で審議、決定された基本方針をもとに活動
- 地区委員会の具体的活動
 - ・ 社会環境の浄化活動
 - ・ 非行防止活動
 - ・ 青少年の健全育成
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市青少年補導連絡会

- 青少年の不良化の防止・青少年をめぐる社会環境の浄化活動
- 連絡会の具体的活動
 - ・ 街頭補導活動
 - ・ 各地区内の青少年の不良化の傾向に関する情報の交換
 - ・ 危険箇所の点検
 - ・ 青少年不良化防止策の協議
 - ・ その他青少年の健全育成に必要な事項
- 【事務局】 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（令和３年度～令和７年度）

令和３年３月発行

発行・印刷 武蔵村山市青少年問題協議会
事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課
〒２０８－８５０１
東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
電話 ０４２－５６５－１１１１

令和 7 年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）に係る前年度からの変更点对照表

令和 7 年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）	令和 6 年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策
1 家庭は、いこいの場であるとともに、子どもが社会の一員となるための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力などを身に付ける大切な場であります。しかしながら、少子化・核家族化・ひとり親家庭の増加、<u>地域のつながりの希薄化</u>など、<u>家庭をめぐ</u>る環境の変化に伴い、家庭における教育力の低下が危惧されます。 そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図るとともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、市民一人一人が家庭本来の役割を再認識することにより家族の絆をつなぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。 2 学校は、学校活動を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。 また、近年、ヤングケアラーに関する実態が少しずつ明らかになる中、関係機関等と連携して、ヤングケアラーの早期発見、支援につなげる体制づくりに努めます。	1 家庭は、いこいの場であるとともに、子どもが社会の一員となるための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力などを身に付ける大切な場であります。しかしながら、少子化・核家族化・ひとり親家庭の増加などの家庭環境の変化に伴い、家庭における教育力の低下が危惧されます。 そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図るとともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、市民一人一人が家庭本来の役割を再認識することにより家族の絆をつなぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。 2 学校は、学校活動を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。 また、近年、ヤングケアラーに関する実態が少しずつ明らかになる中、関係機関等と連携して、ヤングケアラーの早期発見、支援につなげる体制づくりに努めます。

令和7年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）	令和6年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策
3 地域社会は、家庭や学校とともに、子どもに社会の一員としての自覚を持たせ、将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役割を果たします。 そこで、地域での見守りパトロールの実施や、放課後子供教室などで子どもたちが地域の様々な方々と交流し、多様な社会体験を豊富に積み重ねるなど「生きる力」を育む機会を充実させ、心豊かな関わりが持てる地域活動の推進を図ります。 4 市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域をつなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるために、計画的な行政施策の推進を図ります。 また、国が最重点課題としている「インターネット利用における子どもの性被害等の防止」について、地域の関係機関・団体等が相互に連携・協力して、子どもの性被害の未然防止を図ります。さらに、子どもが安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、主体的にインターネットを適切に活用できるする能力の向上促進や、フィルタリングを含むペアレンタルコントロール機能の活用などについてによる対応の推進を図ることとし、子どもや保護者等に対し、インターネットの適切な利用に向けたへ周知啓発を行い、ます。子どもをSNS等に起因する犯罪やトラブルから守ります。	3 地域社会は、家庭や学校とともに、子どもに社会の一員としての自覚を持たせ、将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役割を果たします。 そこで、地域での見守りパトロールの実施や、放課後子供教室などで子どもたちが地域の様々な方々と交流し、多様な社会体験を豊富に積み重ねるなど「生きる力」を育む機会を充実させ、心豊かな関わりが持てる地域活動の推進を図ります。 4 市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域をつなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるために、計画的な行政施策の推進を図ります。 また、国が最重点課題としている「インターネット利用における子どもの性被害等の防止」について、地域の関係機関・団体等が相互に連携・協力して、子どもの性被害の未然防止を図ります。さらに、インターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進を図ることとし、子どもや保護者等に対し、インターネットの適切な利用に向けた啓発を行います。

※ ———は令和6年度から削除したことを示し、は令和7年度に追加したことを示しています。

○武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱

令和 2 年12月25日訓令（乙）第223号

改正

令和 6 年 3 月29日訓令乙第50号

武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について検討するため、武蔵村山市青少年問題協議会（以下「青少年問題協議会」という。）に武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会（以下「委員会」という。）置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、青少年健全育成基本方針の策定について検討し、青少年問題協議会へ報告する。

（組織）

第 3 条 委員会は、青少年問題協議会委員から互選される 6 人の委員をもって組織する。

（座長及び副座長）

第 4 条 委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、座長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第 6 条 座長、副座長及び委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年12月25日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日訓令（乙）第50号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵村山市青少年問題協議会名簿

(令和7年7月1日現在)

	氏 名	所属・選出区分
会長	山崎 泰大	市長
委員	池谷 光二	教育長
委員	清水 彩子	市議会議員
委員	金井 阿佐乃	青少年対策地区連絡会代表
委員	小川 育男	民生委員・児童委員代表
委員	土方 靖夫	武蔵村山市体育協会会長
委員	波多野 博	青少年補導連絡会会長
委員	石橋 修	P T A連合会代表
委員	平井 洋孝	北多摩西地区保護司会 武蔵村山分区長
委員	加藤 節子	東京家庭裁判所立川支部 主任家庭裁判所調査官
委員	渡邊 良平	警視庁東大和警察署 生活安全課長
委員	矢崎 新士	東京都小平児童相談所長
委員	菅 雅由樹	警視庁生活安全部少年育成課 立川少年センター所長
委員	梶原 敏幸	都立武蔵村山高等学校校長
委員	細田 真司	市立第二小学校校長
委員	福泉 宏介	市立小中一貫校大南学園 第四中学校校長

※ 委員の任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日まで